

④ 耐用年数の短縮

Q : 耐用年数は短くすることはできないのですか？

A : 一定の場合には、申請することによって短縮が認められます。

【解説】

減価償却費の計算の基礎となる法定耐用年数は、通常の維持補修を加えながら通常の使用条件で使用した場合の効用持続年数を基礎として定められています。資産によっては法定耐用年数によって減価償却費の計算を行ったのでは実態に合わない結果になることも考えられます。

そこで、次のような事由によって、その資産の実際の使用可能期間がその資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合(おおむね10%以上短くなる場合)には、一定の申請書を提出して、国税庁の承認を受けることによって、耐用年数を短縮することが認められています。

- ① 種類等を同じくする他の減価償却資産の通常材質等と著しく異なること
- ② その資産の存する地盤が隆起又は沈下したこと
- ③ その資産が陳腐化したこと
- ④ その資産がその使用される場所の状況に基因して著しく腐食したこと
- ⑤ その資産が通常の修理又は手入れをしなかったことに基因して著しく損耗したこと
- ⑥ 同一種類の他の減価償却資産の通常構成と著しく異なることその他一定の事由

